

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度である。

本制度は、昭和34年度から実施され、平成16年度には全国で約44万人の受検申請があり、約17万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約313万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、職種ごとに、等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成17年4月1日現在137職種である。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの(特級、1級、2級及び3級)と、②等級に区分しないもの(単一等級)とがある。

3 実施体制

技能検定は、厚生労働大臣が行うこととなっているが、都道府県知事は実施計画に従い、技能検定試験の実施等の業務を行い、試験問題の作成は中央職業能力開発協会が行っている。

また、都道府県知事は、技能検定受検申請書の受け付け、試験の実施等の業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている。

なお、ファイナンシャル・プランニング等8職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行っている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。